

身体拘束防止及び最小化について

1 当院の基本方針

医療法人公世会は、患者様の尊厳と人権を尊重し、安全で質の高い医療を提供するため、身体拘束は原則行わないことを基本方針としています。

身体拘束は、転倒や、治療の中断など重大な危険を回避するために必要と判断される場合に限り、最終手段として、必要最小限の範囲、期間で実施します。

2 身体拘束最小化のために実施している取組

(1) 身体拘束最小化委員会の設置・取り組み内容

- ① 身体拘束最小化マニュアルの作成及び定期的な見直し
- ② 身体拘束最小化チームの活動状況の報告を受け、身体拘束の回避、代替方法の検討及び普及

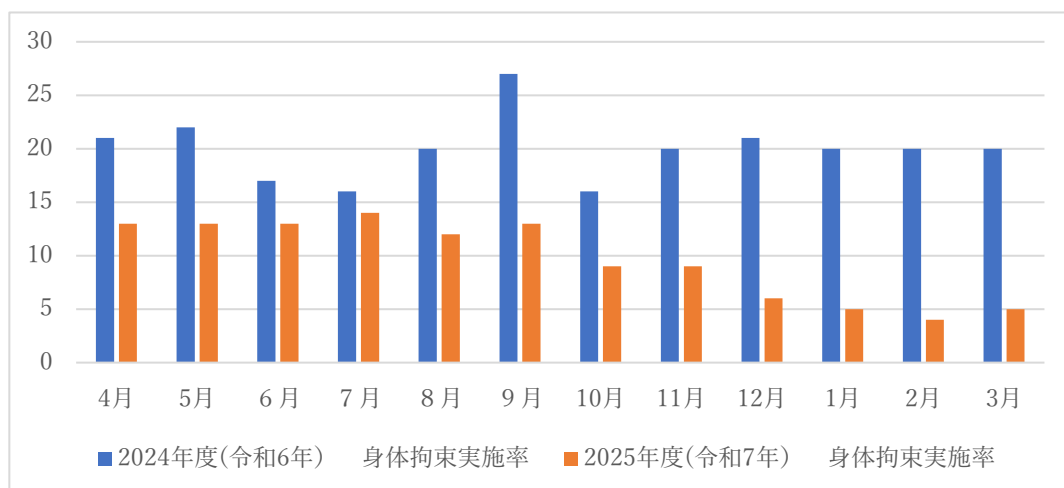
(2) 身体拘束最小化チームの設置（委員会の直属の実働部隊）取り組み内容

- ① 身体拘束を最小化するための指針の作成及び活用の推進・定期的な見直し
- ① 院内の身体拘束実施状況と解除者数を集計し週報を作成し職員に周知
- ② 身体拘束病棟ラウンドを実施し、身体拘束の解除や代替案の具体的な検討
- ③ 身体拘束の指針に従い実施されているか、カルテ監査の実施
- ④ 身体拘束を行わずケアするための用具等の導入の検討
- ⑤ 入院患者に関わる職員を対象にした教育研修の実施（年2回）

(3) 病棟での取り組み

- ① 入院患者様に対して、個々の患者様の意思や状態に応じたケアを行い、不安、不快及び環境要因などの、職員にとって危険と感じられる行動を患者様が取る誘因の除去を図るとともに、日頃から生活リズムを整え、身体拘束を必要としない倫理的なケアの実現を目指します。
- ② 身体拘束を実施するかどうかは、職員個々の判断でなく、医師、看護師等、患者様に関わる複数の職員で検討いたします。
- ③ 身体拘束を行わずにケアを行う方法について検討をつくすとともに、代替案を可能な限り検討いたします。
- ④ やむを得ず身体拘束を実施する場合であっても、患者様の生命及び身体の保護に重点をおいた行動の制限であり、代替の方法が見い出されるまでの間のやむを得ない対応として行われるものであることから、常に代替案について検討を行い、速やかに解除するよう努めます。

3 身体拘束の実施状況



「ご家族の皆様へ」

当院における身体拘束への取り組みについて

身体拘束は患者様の自由を制限し、尊厳ある生活を阻むこととなります。

そのため当院では出来る限り身体拘束を行わないよう、患者様のために様々な工夫を取り入れ対応しています。

入院による環境の変化や治療などでせん妄状態となり、様々なリスクがあります。



転倒による主なりスク 骨折・外傷性脳出血など

事故防止対策は行っていますが、事故を100%防ぐ事は困難です。
患者様、ご家族様のご協力とご理解のほどよろしくお願いします。

事情により、個別に相談させて頂くこともあります。



医療法人 公世会
野市中央病院
病院長